

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日起きは、その翌日)  
(當日起きは、その翌日)

条

例

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十五年五月二十七日

鳥取県知事 平林鴻三

## 鳥取県条例第二十号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例(昭和二十七年十二月鳥取県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

別表中

選舉長
" " "

選舉分會長
" " "

審查分會長
" " "

選舉立會人
" " "

を

審査分	選舉	審査	選舉	審査
四、〇〇〇円	四、〇〇〇円	五、〇〇〇円	五、〇〇〇円	" " "

議長	"	"	"	"
分会長	"	"	"	五、六〇〇円
分会長	"	"	"	五、六〇〇円
立会人	"	"	四、五〇〇円	四、五〇〇円

に改める。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（昭和五十五年三月鳥取県条例第三号）中別表第一の改正規定のうち第一種県営住宅の表の越殿団地に関する部分並びに第二種県営住宅の表の浜第一団地、浜第二団地及びひばりが丘第七団地に関する部分並びに別表第二の改正規定の施行期日は、昭和五十五年五月二十七日とする。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十五年五月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 鳥取県規則第二十四号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

別表の第一種県営住宅の表に次のように加える。

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 鳥取県規則第二十三号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

越 殿	二九、〇〇〇円
-----	---------

別表の第二種県営住宅の表中

浜

を

浜第一

に改め、同

表に次のように加える。

浜 第 二	二四、三〇〇円
ひばりが丘第七	二三、二〇〇円

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

指 定 年 月 日	医 療 機 関 名	所 在 地
昭和五十五年五月十九日	吉 田 藥 局	米子市西三柳四四八五一七

昭和五十五年五月二十七日

鳥取県告示第四百五十二号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

鳥取県告示第四百五十一号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十五年五月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号
北本俊一	鳥薬第四二三号

  

登録の年月日
昭和五十五年四月二十三日

鳥取県告示第四百五十三号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和五十五年五月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

辞 退 年 月 日	指 定 医 療 機 関	所 在 地
昭和五十五年五月一日	宮 脇 医 院	鳥取市西町五丁目一〇一

## 鳥取県告示第四百五十四号

鳥取保護及狩獵ニ関スル法律施行令（昭和二十八年政令第二百五十四号）

いて準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

第一条第二項ただし書の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新したので、鳥獣保護及狩獵ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第二百八号）第二十条の規定により告示する。

昭和五十五年五月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	区 域	期 間	面 積
湖山池鳥 獸保護区	鳥取市湖山内地の国道九号と県道湖山停 車場布勢線の交差点を基点とし、基点から 同県道を南方に進み、同県道と県道鳥取鹿 野倉吉線との交差点に至り、県道鳥取鹿野 倉吉線を西方に進み、同県道と県道金沢伏 野線との交差点に至り、県道金沢伏野線を 北方に進み、鳥取市伏野地内の同県道と國 道九号との交差点に至り、同国道を東方に 進み、基点に至る線により囲まれた一円の 地域	昭和五十五 年七月一日 から昭和六 十五年六月 三十日まで	一、一六〇 ヘクタール

- 一 都市計画の種類及び名称  
東伯都市計画公園 第五・五・一号東伯総合公園
- 二 都市計画の変更に係る土地の区域  
追加する部分

東伯町大字田越字川崎、字大人、字ガボフガ峯、字才ノ神、字奥谷、  
字狐畠、字西川、字下平山、字上ミ平山及び字西谷並びに大字笠見字西  
御堂及び字上平ル

三 縦覧場所  
鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県土木部都市計画課

## 鳥取県告示第四百五十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第二十一条第一項の規定に基づき、東伯都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次とおり告示し、同法第二十一条第二項におい

て準用する同法第二十二条の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和五十五年五月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 鳥取県告示第四百五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第二十一条第一項の規定に基づき、東伯都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次とおり告示し、同法第二十一条第二項におい

## 選挙管理委員会告示

## 鳥取県選挙管理委員会告示第111号

昭和四十四年十二月鳥取県選挙管理委員会告示第117号（不在者投票管理者を置くことのある病院等の指定について）の一部を次のよう改正する。

昭和五十五年五月二十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

「医療法人厚生会森脇病院」を「医療法人厚生会米子内科クリニック」に、「鳥取県済生会境港病院 境港市米川町四七」を「鳥取県済生会境港病院 境港市米川町四四」に、「倉吉市立八幡寮 倉吉市余戸谷町三二一九〇」を「倉吉市立八幡寮 倉吉市みどり町三一九〇」に、「鳥取県立鳥取第三授産所 鳥取市湖山町西三丁目一―番地」を「鳥取県立鳥取第三授産所 鳥取市湖山町西三丁目一―三」に、「社会福祉法人敬仁会館 倉吉市余戸谷町三五六五」を「社会福祉法人敬仁会館 倉吉市みどり町三五六五」に改める。

## 公安委員会規則

警察職員の定員の配分に関する規則の一部を改正する規則

平成。

昭和五十五年五月二十七日

鳥取県公安委員会委員長代理

鳥取県公安委員会委員 松 岡 新 平

## 鳥取県公安委員会規則第五号

警察職員の定員の配分に関する規則の一部を改正する規則  
警察職員の定員の配分に関する規則（昭和五十三年三月鳥取県公安委員会規則第11号）の一部を次のよう改正する。

第11条の表中 「外勤課 3 6 6 7 32 54」 や 「外勤課

3	6	5	4	1	19
---	---	---	---	---	----

小 計	29	46	61	85	79	300
-----	----	----	----	----	----	-----

外勤課	29	46	62	88	110	335
-----	----	----	----	----	-----	-----

を 「 小 計 29 46 61 85 79 300 」 や 「 鳥取警察署 1 7

米子警察署	1	7	19	58	91	176
-------	---	---	----	----	----	-----

60	111	198	」 や 「 小 計 12 33 87 286 362 780 」 や 「 小	1	7	19
----	-----	-----	--	---	---	----

計	12	33	88	239	393	765
---	----	----	----	-----	-----	-----

】

上記

の賃金は、翌年5月1日より賃金に適用。

## 公 告

### 昭和55年度鳥取県職員採用上級試験

職員の任用に関する規則(昭和27年12月鳥取県人事委員会規則第11号)第17条第1項の規定に基づき、採用試験について、次のとおり告示する。

昭和55年5月27日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

#### 1 試験の名称

昭和55年度鳥取県職員採用上級試験

#### 2 試験の区分及び採用予定者数

試験の区分	採用予定者数
行政	約 15名
土木	約 2名
建築	約 1名
林業	約 1名
農業土木	約 1名

林業	約 5名
農業土木	約 3名

#### 3 対象となる職種

知事の事務部局、教育委員会事務局、警察本部等に勤務する行政職給料表6等級相当程度の上級係員の職

#### 4 給与

この試験に合格し、採用された者は、原則として、行政職給料表の6等級1号給の給料のほか諸手当が支給される。

#### 5 受験資格

受験資格は、次の表のとおりとする。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

試験の区分	受験資格
行政	昭和28年4月2日から昭和34年4月1日までに生まれた者

試験の区分	受験資格
行政	昭和28年4月2日から昭和34年4月1日までに生まれた者
土木	昭和28年4月2日から昭和34年4月1日までに生まれた者
建築	昭和28年4月2日から昭和34年4月1日までに生まれた者
林業	昭和28年4月2日から昭和34年4月1日までに生まれた者
農業土木	昭和28年4月2日から昭和34年4月1日までに生まれた者で、農業改良助長法(昭和23年法律第65号)第14条の3に規定する農業改良普及員の資格を有するもの又は昭和50年3月31日までにこの資格を取得する見込みのもの
農業	昭和28年4月2日から昭和34年4月1日までに生まれた者で、農業改良助長法(昭和23年法律第65号)第14条の3に規定する農業改良普及員の資格を有するもの又は昭和50年3月31日までにこの資格を取得する見込みのもの

6 第1次試験	10 受験手続
(1) 試験種目	(1) 受験申込用紙の交付
教養試験（多肢選択式）、専門試験（多肢選択式及び記述式）及び適性検査とし、専門試験の出題分野は、別表のとおりとする。	受験申込用紙は、鳥取県人事委員会事務局において交付する。
(2) 試験の期日	(2) 受験の申込み
昭和55年7月20日（日）	受験希望者は、受験申込用紙1部に所要事項を記入の上押印し、鳥取県人事委員会事務局に提出すること。なお、申込受付期間中は、「試験の区分」の変更をすることができる。
(3) 試験の場所	(3) 申込受付期間及び申込受付時間
鳥取市東町二丁目112番地 鳥取県立鳥取西高等学校	ア 申込受付期間 昭和55年6月2日（月）から同月30日（月）まで（日曜日を除く。）なお、郵送による申込みは、昭和55年6月30日（月）までの消印のあるものに限り受け付ける。
7 第2次試験	イ 申込受付時間 9時から17時まで（ただし、土曜日は12時まで）
(1) 試験種目 論文試験、人物試験、身体検査及び人物調査とし、人物試験は個別面接により、人物調査は通信調査により行う。 (2) 試験の期日及び場所 昭和55年10月上旬に鳥取市において行う。	11 その他 (1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、鳥取県人事委員会事務局に行うこと。 (2) 受験申込用紙の請求、受験に関する問い合わせ等を郵便によつて行う場合には、50円切手をはつたあて先明記の返信用封筒を必ず同封すること。 (3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。
8 最終合格者の発表 昭和55年11月上旬に鳥取県庁本庁舎にその氏名を掲示して発表する。 なお、合格者には、書面で通知する。	9 採用候補者名簿及び採用方法 最終合格者は、試験の区分ごとに作成する採用候補者名簿に得点順に記載される。採用は、これらの名簿に基づき提示した者の中から行われる。
別表	専門試験（多肢選択式及び記述式）出題分野一覧表

試験の区分	出題分野
行政	政治学、行政学、社会政策、憲法、行政法、民法、商法、刑法、労働法、経済学、財政学
土木	数学、物理、材料力学、水理学、土質工学、材料学、土木施工、都市計画、測量、河川、橋梁、道路、港湾、上水道
建築	数学、物理、材料学、構造力学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工
林業	林業政策、林業經營学、造林学、林業工学、林産一般、砂防工学
農業土木	数学、応用力学、水理学、測量、土壤物理、農業水利、土地改良、農地造成、農業造機、材料施工、農業機械、農学一般
農業	栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壤肥料学、植物生理学、畜産一般、農業經濟一般